

水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

下水道へ加入されている皆様へ

水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等は下水へ流さないようお願いします。

- ・水洗トイレでは、トイレトーパー以外は流さないようご協力下さい。
- ・生活残飯及び使用済食用油、頭髮等は、燃えるゴミとして処分してください。



下水道へ加入されていない皆様へ

下水道供用開始地区において、まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願い致します。

問合せ先：東通村水資源サービス課 下水道グループ ☎27-2111（内線456・457）

水質検査結果のお知らせ

平成30年10月4日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。

検査依頼先：一般社団法人 青森県薬剤師会衛生検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定
平成30年10月4日	岩屋浄水場	水質基準に適合
平成30年10月4日	野牛浄水場	水質基準に適合
平成30年10月4日	大平滝浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(下水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線452)

河川におけるサケの採捕禁止について

許可を受けた漁業関係者以外の方がサケを捕ることは、水産資源保護法及び青森県内水面漁業調整規則により、全ての川で全面禁止となっています。

ルールに違反して一般の方がサケを捕ると法律及び規則により罰せられますので、ご注意願います。

《問合せ先》 つくり育てる農林水産課 ☎27-2111（内線111）
むつ水産事務所水産課 ☎22-9732

青森県最低賃金改正のお知らせ

1. 青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。

時間額 762円（平成30年10月4日から）

2. 改正前の青森県最低賃金（738円）から24円の引上げとなります。
3. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
4. 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
5. 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
6. 詳しくは、青森労働局ホームページ（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）からもご覧になれます。

＜問合せ先＞青森労働局労働基準部賃金室 ☎017-734-4114 FAX017-734-5821

＜ 12月1日～7日は雪崩防災週間です！ ＞

国土交通省と青森県では、毎年12月1日から7日までを『雪崩防災週間』と位置づけ、本格的な降雪期を前に、雪崩被害の防止に向けて様々な防災・広報活動を実施しています。

青森県は県土全体が豪雪地帯であり、さらに15地域（旧市町村単位）が特別豪雪地帯として指定されています。また、県内では、死者2名を出した平成19年2月の八甲田山における雪崩をはじめとして、多くの雪崩災害が発生しています。家の裏、生活道路や通学路、スキー場などのレジャー区域等、危険は様々な形で身近な場所に潜んでいます。積雪時は斜面を注意深く観察し、兆候を発見したら早めの避難・連絡を心がけてください。

1人1人が『心の防災スイッチ』をONにして、雪崩災害による被害ゼロを目指しましょう。

＜連絡先＞

東通村 総務課 安心生活グループ TEL 0175-27-2111
青森県 県土整備部 河川砂防課 砂防グループ TEL 017-734-9670
参考URL（青森県ホームページ・平成30年度雪崩防災週間）
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/H30nadarebousai.html>